### 平成30年3月高浜市議会定例会会議録(第4号)

日 時 平成30年3月23日午前10時

場 所 高浜市議場

## 議事日程

日程第1 議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について

議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について

議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について

議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

議案第6号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について

議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例 の一部改正について

議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について

議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について

議案第12号 市道路線の廃止について

議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

議案第14号 財産の無償貸付について

議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一 部改正について

議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について

議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する 基準を定める条例の一部改正について

議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営 並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果 的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防 支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定 める条例の一部改正について

議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例 及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の

#### 一部改正について

議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について

議案第30号 平成30年度高浜市一般会計予算

議案第31号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算

議案第32号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計予算

議案第33号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計予算

議案第34号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算

議案第35号 平成30年度高浜市介護保険特別会計予算

議案第36号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算

議案第37号 平成30年度高浜市水道事業会計予算

# (日程追加)

日程第2 議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の 一部改正について

#### (日程追加)

日程第3 議案第41号 財産の無償貸付について

## (日程追加)

日程第4 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第10回)

#### (日程追加)

日程第5 議案第43号 高浜市議会基本条例の一部改正について

日程第6 外郭団体等特別委員会の中間報告について

日程第7 議会改革特別委員会の中間報告について

## 本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

# 出席議員

1番	杉	浦	康	憲	2 1	番 神	谷	利	盛
3番	柳	沢	英	希	$4^{rac{\pi}{4}}$	番 浅	岡	保	夫
6番	黒	Ш	美	克	7 1	番 柴	田	耕	_
8番	幸	前	信	雄	9 1	番 杉	浦	辰	夫
11番	神	谷	直	子	127	番 内	藤	とし	)子
13番	北	Ш	広	人	14	番 鈴	木	勝	彦
15番	小	嶋	克	文	$16\frac{1}{4}$	番 小!	野田	由糸	己子

### 欠席議員

なし

## 説明のため出席した者

吉岡初浩 市 長 副 市 長 神谷坂敏 教 育 長 都築公人 企 画 部 長 神 谷 美百合 総合政策グループリーダー 野 口恒夫 人事グループリーダー 杉浦 崇 臣 徹 総 務 部 長 内 田 行政グループリーダー 山本時雄 行政グループ主幹 中 川 幸紀 財務グループリーダー 岡島 正明 市民総合窓口センター長 大 岡 英城 三井 市民窓口グループリーダー まゆみ 芝 田 啓 二 市民生活グループリーダー 山下浩二 税務グループリーダー 加藤一 志 福 祉 部 長 地域福祉グループリーダー 木 村 忠 好 介護保険・障がいグループリーダー 竹内正夫 介護保険・障がいグループ主幹 唐 島 啓 福祉まるごと相談グループリーダー 野口 真樹 生涯現役まちづくリグループリーダー兼保健福祉グループリーダー 磯 村 和 志 こども未来部長 中村 孝 徳 こども育成グループリーダー 都築真哉 文化スポーツグループリーダー 木 明 鈴 美 都市政策部長 深谷直弘 都市整備グループリーダー 田中秀彦 企業支援グループリーダー 靖 島 П 都市防災グループリーダー 神谷 義直 上下水道グループリーダー 杉浦 睦 彦 地域産業グループリーダー 板倉 宏 幸 会 計 管 理 者 杉浦 嘉彦

学校経営グループリーダー 内藤克己

学校経営グループ主幹 村越茂樹

監查委員事務局長 杉 浦 義 人

職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 加藤元久

主 査 加藤 定

主 査 内藤修平

## 議事の経過

○議長(杉浦辰夫) 皆さん、おはようございます。

本日も円滑なる議事の進行に御協力のほどお願い申し上げます。

\_\_\_\_\_\_

# 午前10時00分開議

○議長(杉浦辰夫) 初めに、16番、小野田由紀子議員より遅刻届が提出され、本日第4日目を 遅刻されますので御報告いたします。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、これより会議を開きます。

初めに、3月15日に議会運営委員会が開催されておりますので、その結果の報告を求めます。 議会運営委員長、鈴木勝彦議員。

14番、鈴木勝彦議員。

[議会運営委員長 鈴木勝彦 登壇]

○議会運営委員長(鈴木勝彦) おはようございます。

御指名をいただきましたので、議会運営委員会の御報告を申し上げます。

去る3月15日に委員全員出席のもと議会運営委員会を開催いたしました。

市長より議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、議案第41号 財産の無償貸付について、議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第10回)、以上3議案が追加提出され、説明を受けた後、その取り扱いについて検討した結果、本日、日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決を行うことに決定いたしました。

次に、議員提案いたします議案第43号 高浜市議会基本条例の一部改正についての取り扱いについて検討した結果、本日日程を追加し、上程、説明、質疑、討論、採決することに決定いたしました。

皆様方の御協力をお願い申し上げ、報告といたします。

〔議会運営委員長 鈴木勝彦 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) ただいま議会運営委員長の報告がありました。 お諮りいたします。

本日の議事日程は、ただいま報告のありました議案第40号から議案第43号までの4議案を追加 し、お手元に配付してあります日程表のとおり決定して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦辰夫) 御異議なしと認めます。よって、本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表のとおり決定いたしました。

これより本日の日程に入ります。

\_\_\_\_\_

○議長(杉浦辰夫) 日程第1 常任委員会及び各特別委員会の付託案件を議題とし、付託案件 について各委員長の審査結果の報告を求めます。

総務建設委員長、黒川美克議員。

6番、黒川美克議員。

〔総務建設委員長 黒川美克 登壇〕

○総務建設委員長(黒川美克) 皆さん、おはようございます。

御指名をいただきましたので、総務建設委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月13日、午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託されました議 案11件について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告申し上げます。

議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、委員より、国民健康保険運営協議会ができるが構成委員はどのような方々がなられるのかとの問いに、県の国保運営協議会ですが、11名の方で構成されており、内訳は国民健康保険の被保険者を代表する委員が3名、保険医または保険薬剤師を代表する委員が3名、公益を代表する委員が3名、被用者保険の保険者を代表する委員が2名となっており、国民健康保険の被保険者を代表する委員のうち1名は公募により選任されると聞いているとの答弁でした。

また、同委員より、運営協議会が納付金の算定等にもかかわると思うが、この協議会がどのようなかかわりを持つのかとの問いに、国保の新制度に伴い、平成30年度からは県においても国民健康保険事業に係る特別会計が設置されるとともに、先ほどの国民健康保険の運営協議会が設置されている。所掌事務としては、国民健康保険事業の運営に関する方針の作成に関すること、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を担うものとされている。県内市町村の納付金の算定に関しても、現在、県内の市町村代表で構成されている愛知県国民健康保険運営方針連携会議やワーキンググループとの協議を繰り返した後、県の運営協議会に諮られ、知事からの諮問、答申を受け、県議会へ上程、議決という流れになるものと聞いているとの答弁でした。

議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、委員より、資産割が、今回県に移管されたことで、なくなったということですが、被保険者の方への影響はとの問いに、資産割をなくした後、どのように被保険者の方に影響が出るのかといいますと、算定方式の変更、資産割をなくしたことに伴う試算を11月末時点の被保険者の全世帯、5,110世帯を対象にデータ集積を行い、この中で、増税となる世帯が3,523世帯で68.9%、減税となる世帯が1,503世帯で29.4%、増減なしの世帯が84世帯で1.6%という状況になり、増税となる世帯の上り幅はゼロ円から1万円未満の世帯が2,541世帯で、増税となる世帯全体の72.1%を占める結果となるとの答弁でした。また、同委員より、3,500世帯ぐらいが増額となるということですが、その要因と一番最高の方でどれぐらい上がるのかとの問いに、今回、資産割を廃止することで問題となるのが、現在の国保税額約11億6,000万円のうち、そのうち7.8%を占める資産割の約9,000万円をどのように補っていくかということで、増税の影響を少しでも小さくするため、資産割の約9,000万円を支えるため、他の課税区分である所得割、均等割、平等割に割り振るとともに、さらに平等に割り振るために、被保険者に応じて負担する均等割に比重を置いたことにより、増額となる世帯がふえる要因となっている。また、今回の試算において最も高い上り幅は、6万円以上7万円未満の世

また、他の委員より、県への納付金についてどのように算定されるのか、また、算定の結果についてはとの問いに、納付金については、医療費がどのくらいかかるかまず見込み、その中で各市町村の所得水準、医療費水準に基づいた算定方式に伴って納付金額が割り出されており、その中には国から示される係数も入っていると聞いているとの答弁でした。

帯が1世帯との答弁でした。

同委員より、今後、国保の広域化とか税率改定もろもろの周知について、どのように行っていくのかとの問いに、今のところ4月1日号の広報で税率改正の内容と計算式を掲載し、自分のところの所得とか固定資産の金額を入れれば、おおよその数字が試算できるように考えており、また、さまざまな通知を差し上げる中でも周知したいとの答弁でした。

他の委員より、国保会計も特別会計として今回、初めて県議会に上程されて、それに伴う条例 改正やさまざまな議案も上程されている中で、先ほどから出ている納付金が高浜の国保税の税率 を決める一つの指標になっていることは間違いないわけです。その決定自体が、例えば県議会の 議決を経て決まっていない中で、我々が税率変更に対して議決ができるのか。違和感があると言 わざるを得ない。愛知県議会の最終日が3月26日で、高浜市は23日が最終日ということは、県の 議決前に議決をするということになる。ぜひとも、担当も市長も含めて、さまざまな場面で県に 言っていただかないといけないと思う。今回、県に移管されるが、高浜市の国保に対して、今後 どのような影響があるのかとの問いに、今年度は初年度ということで、国も確定した係数を県に 提示されたのが12月ということもあり、納付金の確定数値が来たのが1月に入ってからでした。 また来年度から納付金が算定されますが、連携会議という県の1つの会議の中に高浜市も構成員 として入っており、その中で、今後はできるだけ私どもが当初予算を算定する段階で県議会での 確定した納付金の提示をするよう要望します。国保税の考え方ですが、納付金という制度になっ たとしても、市民の方の税金でこれを賄うという考え方を持っていきたいとの答弁でした。

議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、委員より、今回、処分場への持ち込みの変更理由はとの問いに、平成27年度から埋立場への搬入を中止して、コンテナ方式での搬入に切りかえたことにより、大型車両での搬入や受け入れが困難となったためとの答弁でした。

議案第6号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正 について、質疑ありませんでした。

議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、質疑ありませんでした。 議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について、質疑ありませんでした。

議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について、質疑ありませんでした。 議案第12号 市道路線の廃止について、質疑ありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第2号から議案第12号までの11件について、いずれも挙手全員により原案可決でした。 以上が、総務建設委員会に付託された議案に対する審査の経過の概要と結果であります。 なお、詳細につきましては議会事務局に委員会記録がございますので、ごらんください。 以上で報告を終わります。

# 〔総務建設委員長 黒川美克 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) ただいまの総務建設委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、次に福祉文教委員長、小嶋克文議員。 15番、小嶋克文議員。

# 〔福祉文教委員長 小嶋克文 登壇〕

○福祉文教委員長(小嶋克文) 御指名をいただきましたので、福祉文教委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月14日午前10時より、委員全員と市長を初め関係職員出席のもと、付託された議案10件 について審査を行いましたので、その経過の概要と結果について御報告を申し上げます。

議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、委員より、該当する職員は

との問いに、現在11名の職員が減額措置の対象になっているとの答弁でした。

議案第14号 財産の無償貸付について、委員より、以前、自主自立の運営をしていただくとの 説明があったが、無償貸し付けをすることはいかがなものかとの問いに、5年という期限を切っ て貸し付けさせていただくものであるとの答弁でした。

他の委員より、協定書には5年間は固定資産税が免除になると書かれているが、5年後に課税をしても、ただし書きで支援等をすることが覚書の9条に書かれているが、どのような形かとの問いに、財政支援については別の書面で取り交わしたいと思っているとの答弁でした。

議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について、委員より、今回の保険料の改定で、給付費が3年間で約8,000万円ふえるとの説明があったが、ことしの4月より、事業者に要する支払い報酬額が0.54%上がるが、この額も含まれているのか。また、本市における影響額はとの問いに、30年度からの報酬改定の部分につきましては、その分を含めて計算している。また、今回5,700円というのが個人の保険料で、そのうち57円が介護報酬の改定による保険料の影響額であるとの答弁でした。

議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について、委員より、住宅改修などをした場合、これまでは100分の10で、その後100分の20、100分の30と徐々に負担がふえているが、年金だと幾らぐらいからこのようになるのかとの問いに、単身世帯で年金収入のみの場合、2割負担の方の場合、年額280万円以上、3割負担の方の場合、年額340万円以上になるとの答弁でした。

議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、第6条第2項のただし書きに、3年以上を1年以上に改めるとなっているがとの問いに、今回、3年以上が1年以上に改められた背景は、訪問介護のサービス提供責任者の任用要件が廃止されたことに伴い、オペレーターに係るサービス提供責任者の経験年数が短縮されたものであるとの答弁でした。

議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、介護医療院とはとの問いに、平成29年度末に介護療養病床が廃止される予定でしたが、そのための対応策として新たに創設されたサービスになります。今後増加が見込まれる慢性期の医療介護ニーズへの対応をするため、日常的な医学管理が必要な重介護者の受け入れや看取り、ターミナルなどの機能と生活施設としての機能を兼ね備えた新たな介護保険施設との答弁でした。

議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、委員より、7条に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」という文言が加えられると載って

いるが、家族の参加を基本としつつとはどのようなことを想定しているのかとの問いに、高齢化の進展に伴い、障がいのサービスと介護保険サービスの両方のサービスを利用する方が増加傾向にあることから、相談支援事業所、それから利用者やその家族ともしっかりと調整をして、サービスを利用していく内容との答弁でした。

議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、委員より、非常勤の美術館の館長をなくす理由はとの問いに、現在、みんなで美術館という方針のもと、今まで展覧会中心から市民参加型への転換ということを進めている。現在の非常勤特別職の館長は考古学や古瓦が御専門で、今後、専門的な学識経験を発揮していただく機会が限られるということから、非常勤特別職館長を廃止したとの答弁でした。

議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める 条例の一部改正について、委員より、この議案は認定こども園をつくる関係で出されたものかと の問いに、国の分権一括法の改正の関係で条ずれが起きるので、その部分を修正するもので、た かとりこども園の設置に向けての改正ではないとの答弁でした。

議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について、委員より、第20条の見出しで「調整等」を「調製等」に変えた理由はとの問いに、これまでは整えるほうの「調整」という文字を使っていたが、一般的に予算の調製という文言を使う際は製造の製という字を使うということで統一しているとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

採決の結果を申し上げます。

議案第13号、挙手全員により原案可決。

議案第14号、第15号、第16号、第17号、第18号、第19号は、挙手多数により原案可決。

議案第20号、第21号、第22号は、挙手全員により原案可決。

以上が福祉文教委員会に付託された案件に対する審査の経過の概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんいただきたいと 思います。

以上で報告を終わります。

[福祉文教委員長 小嶋克文 降壇]

○議長(杉浦辰夫) ただいまの福祉文教委員長の報告に対する質疑に入ります。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、次に公共施設あり方検討特別委員長、北川広人議員。

13番、北川広人議員。

# 〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 登壇〕

〇公共施設あり方検討特別委員長(北川広人) 御指名をいただきましたので、平成30年2月15日開催の第25回と、3月15日開催の第26回の公共施設あり方検討特別委員会の御報告をさせていただきます。

まず、2月15日開催の第25回委員会では、午前10時より委員全員と市長初め関係職員出席のもと開催されました。報告事項について御報告をさせていただきます。

勤労青少年ホーム跡地活用事業基本協定書(案)について、当局より説明があり、それに対して質疑がありました。

主な質疑は、委員より、基本協定書を締結し事業契約することになると思うが、事業契約も報告だけになるのか、議決になるのかとの問いに、事業契約書自体は議決事項とはならないが、予算が絡んでくるので予算については議決事項になると考えているとの答弁でした。

他の委員より、この事業用地については有償借地になるのかとの問いに、募集要項にも記載があったように事業供用開始前は無償借地で供用開始後は有償借地になるので、いずれかの議会に提案をするとの答弁でした。

次に、高浜小学校等整備事業実施設計図面について、当局より説明があり、それに対して質疑がありました。

主な質疑は、委員より、これからサーバーは学校単位でサーバー室をつくり、分散していく計画なのかとの問いに、センターとなるサーバーはいきいき広場に設置しているが、各学校に学校ごとのそれぞれのサーバーを現在も設置している。これ以上分散させるという考え方はないが、この形を継続させていきたいと思っているとの答弁でした。

同委員より、今はデータだけ外に預ける時代である。維持管理コストなどを極力抑えたほうがいいと考えるが、そういう議論はされたのかとの問いに、議論はしたが、現状のように学校ごとに1台ずつ整備をする状況を継続していくほうがいいのではないかという結論になった。ただ、詳細まで踏み込んで議論ができていない部分もあるので、今後の方向性については検討も必要であると考えているとの答弁でした。

次に、高浜市公共施設総合管理計画見直し案について、当局より説明があり、それに対して質疑がありました。

主な質疑は、委員より、計画で大規模改修や建てかえとか、この計画に基づいていくと思うが、 予期せぬ改修が入ったときにこの計画を見直しすることはあるのか、基本的な考え方を確認した いとの問いに、推進プランは、あくまでも現時点、建ってから何年後に大規模改修、何年後に建 てかえということを記載したもので、その時々の状況において見直しをし、それは当初予算の中 で反映をしていきたいと考えているとの答弁でした。

他の委員より、高浜中学校は36年度あたりで大規模改修になっているが、現在も随分と老朽化

しているように思える。どの程度の大規模改修になるのかとの問いに、今後の施設の状況を調査 し、設計を組みながら、その上で決めていくとの答弁でした。

協議事項はありませんでした。

審査事項もありませんでした。

続きまして、第26回委員会の御報告を申し上げます。

去る3月15日、午前10時より委員全員と市長初め関係職員出席のもと、付託された一般議案1件について審査を行いました。その経過の概要と結果についてと報告事項及び協議事項について 御報告をさせていただきます。

議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、この議案第8号 においては議案内に記載の項目について、高浜市公共施設総合管理計画に掲載のある市営住宅の 施設整備スケジュールにかかわるものであり、公共施設あり方検討特別委員会に分割付託となったものであります。

委員より、葭池住宅はどれぐらい前から入居者を抑制されてきたのかとの問いに、十数年前に 廃止を決定し、退去者があっても新規入居の募集を行わないという形で、廃止に向けての取り組 みをしてきたとの答弁でした。

同委員より、残り4つの市営住宅の入居率はとの問いに、葭池住宅を除く芳川住宅、湯山住宅、 東海住宅、稗田住宅の4つの市営住宅は、管理戸数として140戸となっている。2月末現在の入 居者が4住戸合わせて115戸。入居率が82.1%という状況との答弁でした。

他の委員より、葭池住宅は国から補助金が出ているが、跡地については、用途廃止をした後、 売却処分とかができないのではないかとの問いに、廃止に伴う国庫補助の返還については、葭池 住宅は昭和39年の竣工で、建築後約53年が経過している。構造がCBづくりで、耐用年数が50年 となることから、国庫補助の返還の対象にならないとの答弁でした。

他の委員より、今後は高齢者を対象とした住宅の整備が必要だと考えるがとの問いに、高浜市 は公共施設総合管理計画で新たな市営住宅はつくらないという計画で進んでいる。将来どうなる のか心配はあるかと思うが、ある時期に高浜市も人口減少社会に入っていくと考えている。その ときには、民間住宅を上手に活用していこうと考えているとの答弁でした。

他の委員より、この住宅の底地は今後どのようにしていく考えか。東日本大震災の報道を見て も、高浜市も小学校や中学校が避難場所になると思うが、住宅跡地なら水道とかも整備されてい ると思うので、仮設住宅や復旧住宅をつくることも視野に入れて考えたらどうかとの問いに、い ろいろな使用が検討されると思うが、売却も視野に入れながら検討していく。廃止をする葭池住 宅の北側に県警の職員の寮があり、それもしばらくすると市に戻る形となる。全体敷地という観 点から一度検討したいと思うとの答弁でした。

なお、本委員会においては、自由討議を実施する案件はありませんでした。

次に、採決の結果を申し上げます。

議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、挙手多数により 原案可決。

以上が、公共施設あり方検討特別委員会に付託された議案に対する審査の結果であります。 続きまして、報告事項について御報告させていただきます。

勤労青少年ホーム跡地活用事業契約書(案)について、当局より説明があり、それに対して質 疑がありました。

主な質疑は、委員より、事業スケジュールでは、契約日から平成31年3月までが設計・整備期間となっている。その期間の地代についてはどのようになっているのかとの問いに、この事業は民間で進めていくが、公共財産の有効活用としては、借地料とか固定資産税が入ってくる。今後も学校プールとしての使用、児童・生徒の指導補助、市内テニスコートの維持といった部分に市が関与していく。こういったところから公益性・公共性があると考えているので、無償としていくとの答弁でした。

同委員より、高浜小学校以外の小・中学校はいつから利用するのかとの問いに、ほかの学校の 水泳指導の委託の開始時期については、今の予定としては、31年度に高浜小学校を開始した後に、 33年度に南中学校、35年度に高取小学校、37年度に港小学校を予定している。翼小学校、吉浜小 学校については、平成に入ってからプールを建てかえたこともあり、まだ当面使えるということ で、平成40年度をめどに検討していきたいとの答弁でした。

他の委員より、委託料の児童・生徒1人1回当たり2コマ800円の設定根拠と高浜小学校分に係る総額はとの問いに、水泳指導等の児童・生徒1人1回当たり2コマ800円については、相手方が採算に見合うように出してきて数字であり、この数字をもとに、現在の高浜小学校の児童数で積算をすると、年間約260万円の水泳指導委託料が発生してくるとの答弁でした。

同委員より、この金額のバックデータはどう調査されているのか、検討している数字が見えないがとの問いに、大府市が来年度から試行的に水泳指導のあり方を見直し、民間プールで水泳指導を行う。確認したところ、大体、1コマ当たり530円ということ。2コマ単位で授業を行う予定で、1回の授業で単純に計算すると1,060円となる。佐倉市も、これよりは高い数字で水泳指導の委託をされていると承知している。800円という数字は、比較的妥当な数字であると考えている。また、毎年の固定費用は、ここ5年で見ると200万円から270万円の間で推移している。それにプラスして、プールの老朽化による修繕料が、過去5年で毎年50万円から140万円の間で発生している。ここ5年で一番費用がかかっているのが平成25年度、平成27年度で、約350万円という数字になっている。それ以外の年度については、修繕料等も全て合わせて280万円から300万円の間で推移している。そのほかプールを運営していくためには、いわゆる施設ライフサイクルコストが発生するが、今回は施設ライフサイクルコスト分が発生していないので、建設費、大規

模改修費、解体費相当額が削減できるということになるとの答弁でした。

同委員より、高浜小でバスの送迎料まで入れてこの金額になるのか。また、順次、プール事業を委託拡大していくが、金額の見直しが入るのかとの問いに、バスの送迎料も含めた委託料となっている。また、正式な折衝は契約後になってくるが、この単価800円で高浜中学校を除く全小・中学校をやっていただくことを考えているとの答弁でした。

同委員より、送迎中に何か不慮の事故が起こった場合の責任はとの問いに、事故の内容にもよるが、第一義的には事業者に責任が及ぶと考えているが、事業の発注主は市であるので責任は免れないと考えている。

同委員より、現在、夏休みにプール開放をやっているが、契約の中では有償となるのかとの問いに、夏休みのプール開放を行った場合は、プラスで加わってくると考えている。プール開放については、学校としてはなるべく残したいと考えているが、事業者と話をする中で、安全対策等を考慮し、どこまで存続させるかというところは、今後、調整をしていく必要があると考えているとの答弁でした。

同委員より、民間事業者が事業を継続できなくなった場合にどういう形で水泳授業を保証するのか、どこまで検討されているのかとの問いに、民間のプールが使えなくなった場合は、例えば中学校のプールを借りるとか対応を考えている。また、業者選定委員会の中で、当然ながら財務諸表、資金計画等を見させていただき、30年間やっていけるという大前提で考えているが、何が起こるかはわからない。第一義的な考え方は、高浜市の土地の上にある施設になるので、何とかその施設を残して次に活用できる方法をまず考えていきたいとの答弁でした。

他の委員より、テニスコートの使用料金は今現在幾らで、照明使用の場合は幾らかとの問いに、現在の南テニスコートの使用料金は1面1時間230円、照明については1面1時間620円となっているとの答弁でした。

同委員より、今後は値上がりとなるが、どのように周知していくのかとの問いに、使用料金のことだけに限らず、しかるべき時期に例えば広報に掲載するとか、周知はしっかりしていきたいと考えている。また、値上がりするとの指摘だが、一般的に民間のテニスコートはさまざまな値段ではあるが、一面大体1,500円から2,000円ぐらいと聞いている。そのような相場の中で、この金額は妥当な金額であると判断をしているとの答弁でした。

次に、高浜小学校等整備事業実施設計図面質問回答について、高浜小学校等整備事業総量圧縮の状況についての説明がありました。質疑はありませんでした。

次に、高浜市公共施設総合管理計画見直し案、意見及び回答についての説明がありました。質 疑はありませんでした。

次に、協議事項はありませんでした。

以上であります。

なお、詳細については、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんください。 以上で委員長報告を終わります。

〔公共施設あり方検討特別委員長 北川広人 降壇〕

- ○議長(杉浦辰夫) ただいまの公共施設あり方検討特別委員長の報告に対する質疑に入ります。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、次に、予算特別委員長、柴田耕一議員。 7番、柴田耕一議員。

## 〔予算特別委員長 柴田耕一 登壇〕

○予算特別委員長(柴田耕一) 御指名をいただきましたので、予算特別委員会の御報告をさせていただきます。

去る3月7日、8日、委員全員と市長初め関係職員出席のもと、審査を行いましたので、審査 過程の概要と結果について報告をさせていただきます。

審査方法においては、一般会計予算については歳入、歳出とも款ごとに行い、特別会計及び企業会計については歳入、歳出一括にて審査を行いました。

議案第30号 平成30年度高浜市一般会計予算の歳入についての経過を報告します。

1款市税では、市民税の個人、法人で、現年課税分と滞納繰越分等の徴収率、去年と比較し、 どのような変化があったかの問いに、過去の実績、最近の状況等々から、現年課税分については、 市税全体で0.3%の増の98.4%、滞納繰越分については、滞納繰越分の市税全体で14%増の 38.9%と設定し、平成29年度よりも徴収率を高め、計上させていただいているとのこと。

個人市民税、法人税については、昨年と大差がないとの問いに、個人市民税については、県の統計資料、愛知の就業状況、実際に就業されている方の統計等により0.3%の増を見込んでおる。

法人市民税については、国の法人企業景気予測調査及び予定納税の関係で、平成29年度からの振りかえ分を含め8.8%の増。固定資産税については評価替えの年度、土地については上昇を見込むものの、家屋については経年減点分の引き下げを見込み、固定全体として1.9%の減。軽自動車税については、13年を経過した重課税率の適用により3.9%の減。市たばこ税については、直近の状況から6.9%の減。そういった各種統計調査等々から導き出し、市税全体としては0.3%の増を見込んでいるとのこと。

2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、8款地方特例交付金等、質疑はありませんでした。

9 款地方交付税では、昨年度1,500万円、ことしは1億円、開きが大きい理由はとの問いに、 財政力指数、1 ぎりぎりを見込んでおり、財源超過額が発生しないので、過去の実績から1億円 程度を見込んで計上しているとのこと。 10款交通安全対策特別交付金、11款分担金及び負担金、12款使用料及び手数料、13款国庫支出金等、質疑はありませんでした。

14款県支出金では、愛知県子育で支援対策基金事業費補助金2億837万9,000円は、どのような補助金との問いに、認定こども園整備費補助金で、(仮称)たかとりこども園の建設費で、基準額2分の1を県が負担する補助金とのこと。

土木費県補助金の道路橋りょう費補助金、市道流作新田線(高浜芳川緑地アクセス道路) 2,500万円の工事内容はとの問いに、高浜緑地の進入道路として、県道の名古屋碧南線から、ちょうど橋本電機さんのところの南側の道路で、工事内容として歩道設置と道路改良工事を計画しており、その部分の一部230メートルの区間についての高浜緑地関連工事として、2分の1、50%の補助金とのこと。

教育費県補助金、あいち森と緑づくり事業交付金2,260万円、どういう事業に交付されるのかの問いに、愛知認証材でつくられた木製の学習机や椅子及びげた箱、ロッカーなどを購入する際にかかる経費に対し補助される事業で、この交付金を使って高浜小学校等整備事業でロッカー整備を進めていきたいとのこと。

15款財産収入、16款寄附金、17款繰入金、18款繰越金、19款諸収入、20款市債について、質疑はありませんでした。

次に、歳出についての審査経過の概要を報告します。

1款議会費、質疑はありませんでした。

2 款総務費では、ICT化と絡めて市役所業務改善を効果的に進めていく組織体制についての問いに、本年4月1日付で組織の見直しを行い、ICT化と業務改善を車の両輪として進めるためのグループを企画部内に新たに設置する予定とのこと。

ICT推進事業で通訳タブレット端末を活用したいとのことだが、どのような支障が出ているのかの問いに、本市の人口増の要因が、外国人比率が多く、市民生活グループで待ち時間が発生している。通訳を待っている間、何も手続ができないといけないので、補完する意味でタブレットを通した通訳を行うサービスを導入したいと考えているとのことでした。

ICT推進事業でペーパーレス効果はとの問いに、紙文書をデータ化することで情報の共有、 迅速化、保管文書の削減、資料の検索、紛失の防止が図れ、行政サービスを効率化していきたい。 また、ICTを使いこなして、市民の皆様の利便性を向上させていくことができる職員の育成を 図っていきたいとのこと。

衣浦東部広域行政圏協議会負担金で、増額理由はとの問いに、平成30年度に衣浦東部ごみ処理 広域化計画の見直しが予定をされており、計画策定委託料として、衣浦東部広域行政圏の予算の 中で302万4,000円が予算計上をされています。その費用を5市で負担金を出し合い、本市は49万 2,500円の負担金となっているとのこと。 諸統計事業で、統計員がことしの31人から、来年度75人にふえ、費用が約4倍になっているが、何か計画を予定しているのかの問いに、30年度、5年ごとに実施される住宅・土地統計調査があり、全国で370万戸が調査対象となる。抽出調査の中では最大級の統計調査が実施されることから、多くの調査員が必要とのこと。

地方創生推進交付金事業で、人工知能システム活用行政サービス開発支援事業委託料1,500万円が計上されているが、具体的な効果額はとの問いに、AIをどのように活用するかというのは、業者選定等を含めてまだ決まっていないが、仮に市民サービスの問い合わせに人工知能等を活用した場合を仮定して答えさせていただきます。保育士、教諭職を除いて、職員173名が市民から問い合わせを受けたとして、5分間電話対応をした人件費コストを試算しますと、1件当たりのコストが295円かかります。173名が1日1件の電話対応をした場合、年間で約1,327万円の人件費が、仮に1日2件電話対応が人工知能に置きかわるとしますと、約2,654万円の人件費が削減でき、他の業務にも充当できると想定がされるとのことでした。

昨年度からコンビニ交付が始まったと思うが、昨年の実績と、今後、どのようにふやしていくかとの問いに、平成29年11月1日からコンビニ交付を始めている。交付件数は51件、コンビニ交付を行う際、マイナンバーカードが必要となる。今後も、マイナンバーカードの普及に努めたいとのこと。

3款民生費では、認定こども園開発造成工事負担金1,676万2,000円の内容はとの問いに、たかとりこども園建設に伴う、現高取保育園の敷地及び隣にある駐車場、2筆の土地の造成工事の負担金とのこと。

高齢者等生活支援事業で緊急通報システム保守点検等委託料の減額理由はとの問いに、年々減少傾向にあり、平成28年度は200台、平成29年度は190台、平成30年度は180台の利用を見込み、利用の減少については、携帯電話の普及等などの影響が大きいのではないかと考えているとのこと。

学習支援事業業務委託料が、昨年に比べて2倍近くになっている理由はとの問いに、生活困窮者自立支援事業で実施していた、中高生を対象とした「ステップ」と、ひとり親家庭等生活支援事業で実施していた小学校4年生から6年生を対象とした「あすたか」の両事業を、県も一体的実施を推奨していることから、一つの事業として再構築したとのこと。

2つの事業を一体化する効果はとの問いに、ひとり親家庭の子供に加え、生活困窮世帯の子供 も対象とし、学習支援はもちろんのこと、小学生では、生活習慣、学習習慣を整えること、中高 生では、将来を描くことができるような体験活動など、子供の社会的自立に向けた支援事業とし て進めていきたいとのこと。

生活保護の扶助費について、増額の理由はとの問いに、平成29年度当初予算の見込みは年平均で129世帯、193人、今年度、平成30年度当初予算は年平均で144世帯、208人を見込んでいるとの

こと。

自立相談支援事業等業務委託料の内容と、就労準備支援事業業務委託料の減額内容はとの問い に、自立相談支援事業等業務委託料は生活困窮者のための相談事業で、社会福祉協議会に委託を している主任相談員、相談員、家計相談員の人件費。就労準備支援事業業務委託料の減額は、前 年度の利用対象者の実情に合わせ、1名分を計上しているとのこと。

自立相談支援事業の実績はとの問いに、今年度1月までの実績は面接、電話相談等を含め109 件とのこと。

保育園耐力度調査業務委託料について、どこの保育園調査か、調査後の計画はとの問いに、昭和52年建設の吉浜北部保育園を予定し、この調査結果を踏まえ、吉浜北部保育園の大規模改修等の方法を検討していきたいとのこと。

4款衛生費では、災害時備蓄品管理業務委託料202万7,000円の計上内容はとの問いに、大規模 災害の発生に備え、必要な薬剤及び医療材料を購入し、適正な管理、必要時、医療救護所等に配 置を行い、速やかな救護活動につなげるための委託料とのこと。

産婦健康診査費の310万円計上内容はとの問いに、国の制度改正により2回分の健診費、620回分を計上しているとのこと。

5款労働費、質疑はありませんでした。

6 款農林水産費では、明治用水中井筋改修事業等負担金の事業内容はとの問いに、地域用水環境事業として、名鉄線路西側から春日神社の間の親水施設等の整備事業と安城の上流部分の改修工事の負担金とのこと。

排水路樋門維持管理事業の内容はとの問いに、服部新田排水機場ポンプ設備更新工事費等で、 芳川地区の浸水被害を防ぐためのポンプ場更新工事費と実施設計書作成業務委託料等とのこと。

7款商工費では、産業経済活性化事業の中で造成事業関連委託料、造成事業関連工事費、企業 誘致等に関する奨励金それぞれの内容はとの問いに、造成事業関連委託料については、企業庁が 実施している造成工事の開発区域外の農業用水の土地測量及び土地分筆費用、造成事業関連工事 費は豊田町地区の調整池から稗田川までの間約58メートルの排水路が断面不足していることから、 改修工事を行うための費用。

次に、企業誘致奨励金は、市民雇用機会の拡大等、一定要件を満たした企業の設備投資に対して奨励金を交付する制度で、来年度3社に工場の増設に伴う奨励金の交付を予定しているものとのこと。

8款土木費では、湯山住宅の排管の修繕工事費5,569万7,000円が計上されており、内容は、排管のライニングコーティングを行い管の長寿命化を図るということだが、排管のつなぎ目や排管の強度が懸念されるがとの問いに、地下排管の状況は確認しており、排水管、雑排水管(汚水管除く)が非常に悪い状態になっている。このための改修費用及び設計業務委託料等とのこと。

準用河川改修調査設計業務委託について、鮫川の最終的に目指す方向とはとの問いに、二級河 川稗田川のハイウォーターレベル2.5メートル、鮫川がこの水位でも影響の出ない堤防築堤建設 を目指すとのこと。

9 款消防費では、消防水利の耐震化率向上と緊急通報装置の周知はとの問いに、本市の防火水槽は73基、うち28基が耐震性がある貯水槽となっている。今後、計画的に整備をしていきたい。 緊急通報装置の件は、救急隊及び連合等に周知をしていくとのこと。

10款教育費では、外国人英語指導助手派遣委託料が増額となっている理由はとの問いに、平成29年3月に新学習指導要領が告示をされ、2020年度には3、4年生に外国語活動が実施、5、6年生は外国語科として教科化をされる。今年度からの移行期間2年間は15時間ずつの学習だが、2年後の完全実施35時間体制の学習に向け、外国語指導助手を1名増員し、現在各小学校へ週1回の派遣を週2回派遣することにより、外国語への指導をより充実、発展させ、外国語力の向上を期待していきたいとのこと。

奨学金支給事業が増額になっているが奨学金の対象者と増えた理由はとの問いに、全日制、定時制、通信制の高等学校に在学している方で、経済的理由により就学が困難な方、教育委員会で資格収入基準などをもとに判定された方が対象で、1人月額8,000円を支給。ふえた理由は、現在、既に13名が認定され、少しずつ増加傾向のため、15人分を計上しているとのこと。

刈谷特別支援学校運営費負担金が計上されているが、高浜から通う子供たちの数はとの問いに、 7名の児童・生徒が通う予定とのこと。

教育指導事業の部活動指導謝礼は誰にどういう形で謝礼を払うのかの問いに、部活動外部指導 員派遣事業は高浜中学校、南中学校、それぞれの運動部活動の外部指導員に対する約600時間分 の指導謝礼とのこと。

11款災害復旧費、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費は、質疑ありませんでした。

議案第31号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算では、今年度の予算規模の縮小理由はとの問いに、新たな国保制度により、県が国保財政の運営主体となり、予算の運用を行うことによるものとのこと。

出産育児一時金、葬祭費等の取り扱いはとの問いに、今までと変わりない運用とのこと。

データヘルス計画の評価と今後の改善等はとの問いに、最終段階の状況であり、3月下旬に開 示予定とのこと。

議案第32号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計予算では、公有財産購入費が計上されているが、対象地はとの問いに、市道港線関係用地の横浜橋付近を予定しているとのこと。

議案第33号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計予算では、下水道事業公営企業会計移 行業務委託料の業務内容はとの問いに、平成31年4月の公営企業会計移行に向け、会計科目等の 設定、固定資産の調査、固定資産台帳整理等の作業を行っているとのこと。 議案第34号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算では、質疑はありませんでした。 議案第35号 平成30年度高浜市介護保険特別会計予算では、介護保険料が近隣市の状況を聞く と一番高いがとの問いに、近隣市の介護保険料状況はまだ把握していないが、他市と比較しても 増減といったところではそれほどの伸びはなく、むしろ他市が本市の保険料に追いついてきてい る状況ではないかと捉えているとのこと。

議案第36号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算では、特別徴収保険料と普通徴収保険料の金額に差がない理由はとの問いに、特別徴収の方も普通徴収の方も保険料は変わらないとのこと。

議案第37号 平成30年度高浜市水道事業会計予算では、今年度の有収率はとの問いに、有収率は1月末で95.9%とのこと。

以上が審査経過の一部でありますが、概要報告といたします。

採決の結果を申し上げます。

議案第30号、議案第31号は、挙手多数により原案可決。

議案第32号、挙手全員により原案可決。

議案第33号、挙手多数により原案可決。

議案第34号、挙手全員により原案可決。

議案第35号、議案第36号、議案第37号は、挙手多数により原案可決。

以上が当委員会に付託された案件に対する審査の経過概要と結果であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がありますので、ごらんをいただきたい と思います。

以上で、概要の報告とさせていただきます。

〔予算特別委員長 柴田耕一 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) ただいまの予算特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、委員長報告並びに質疑を終結いたします。 暫時休憩いたします。再開は11時15分。

午前11時7分休憩

午前11時15分再開

○議長(杉浦辰夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許します。

一般議案。

12番、内藤とし子議員。

## [12番 内藤とし子 登壇]

○12番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表して反対討論を行います。

議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、議案第7号 国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について、この3議案について関係がありますので、まとめて討論いたします。

本議案について、第2号は、これは国民健康保険制度が新制度になるに当たっての改正議案で、 県に国保の運営協議会が設置されるについて、高浜市の運営協議会は高浜市運営協議会と名称変 更するものです。

第3号は、国保の新制度の財政運営を市町村から都道府県に移すもので、国保料は今後も市町村が徴収しますが、その金額は市町村ごとに示す標準保険料率を参考にして愛知県が決めます。

国保の都道府県化には制度改悪の仕掛けが満載で、各県は国保運営に使う納付金を市町村が100%払うよう義務づけます。市町村では、標準保険料率より国保料が高ければ医療費を使い過ぎているとして、その削減を迫られ、低ければ、一般会計からの繰り入れはなくてもよいとして、削減、解消、国保料アップの圧力を受けることになります。標準的な収納率も示され、市町村は取り立て強化に駆り立てられることになります。国は全県に国保の運営方針をつくらせ、計画的に削減、解消すべき赤字として、市町村が行う繰り入れの解消を要求してきます。

今回の制度改変に際し、国は3,400億円の補助を財政支援すると担当は言われましたが、その投入額の半分は、都道府県、市町村の国保行政を政府が採点し、成績がよいとされた自治体に予算を重点投入する保険者努力支援制度という新たな仕組みによって配分されます。そこでは市町村に独自の公費投入をやめさせるよう都道府県が指導しているか、市町村が滞納者への差し押さえなど収納対策の強化を図っているか、都道府県が病床削減等医療費抑制の取り組みを行っているかなどが重要な採点項目となる予定です。

公的医療保険の中でも、負担の重い中小企業向けの労働者中心の協会けんぽと同様の負担とするためにも、1兆円の財政支援が必要であると言われている中で不十分であり、問題は解決しないと考えます。国は広域化で国保財政を安定化させると言いますが、国の財政責任は後退し続けてきました。1980年代と比べて、国庫支出の割合は5割から2割に大幅削減され、1人当たり国保料を全国で見ると2.4倍に上がりました。1カ月の給与が吹き飛ぶほどの高額負担に苦しめられ、国の国保料滞納者は312万5,000世帯にも達します。国は自治体を使って滞納者から保険証の取り上げや強権的な財産差し押さえを推進しています。新制度はこれまでの国保制度の悪化に拍車をかけることになります。国庫負担の抜本的増額による国保料引き下げを実現しなければ問題

は解決しません。日本共産党は、医療保険改悪法、国保の都道府県化の中止、撤回を求めます。

第7号は、国民健康保険支払準備基金を新たに設置管理及び処分に関する条例の一部改正する もので、本議案は県単位化に伴い、国保給付費の財源に充てるために設けられた高浜市国民健康 保険支払準備基金について、当該基金の目的を県へ納付する国保事業費納付金の財源に充てるた めとするものです。

以上、第3号のところでも申し述べましたように、今回の制度改正は国保の問題点を解決する ためのものではないと考え、賛成はできません。

議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。本案は、入居者の認知症等により収入の申告や収入状況の報告など困難である場合、報告義務を緩和することは認められます。しかし、葭池住宅の取り壊しを行うのは老朽化しており理解できますが、跡地について売却も視野に入れているとのことでしたが、高齢者の単身世帯の方はアパート入居も困難であり、単身用の公営住宅を建設すべきです。自治体は福祉の増進を図ることが肝要です。

議案第14号 財産の無償貸付について。本案は刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に伴い、高浜市湯山町六丁目7番3ほか5筆、面積5万7,621平方メートルの土地を、医療法人豊田会に平成30年4月1日から平成36年6月30日まで6年3カ月無償貸し付けするというものです。(訂正後述あり)

副市長は一昨年2月議会、また市民説明会で、「豊田会には、今後、自主自立の運営をしていただく」と発言しておられました。ところが、新しく湯山町の中央公民館跡地に豊田会が移転新築する際の協定書では、移転新築費補助金20億円プラス経営基盤強化補助金3億円、土地の無償貸し付けなど、豊田会の言いなりともいうべき補助金の種類となっていました。

一民間病院である刈谷豊田総合病院に、高浜市立病院が民営化して当初の協定書では、3年間の補助金の予定であったのが、赤字補塡であったり、訪問介護であったりとずるずるここまで延びてきてしまいました。これまで30億円にもなる補助金に、まだこの上財政支援をすることは認められません。

議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について。本条例は、これまでの平成27年度から平成29年度までの介護保険料額を改定し、基本月額を220円ふやし、5,700円としました。平成30年度から32年度の所得段階を1段階ふやし、17段階としたのは評価できますが、西三河一の介護保険料となるのは、市民負担の厳しさを思うとき、また第6期の3年前から年金が減額になっていることからも賛成はできません。

年金は言うまでもなく、高齢者の皆さんの暮らしを支える大切な収入です。保険料徴収の中で第5段階までは非課税です。所得が低い層からも容赦のない介護保険料は暮らしを打撃するものであることが如実にあらわれています。当初、ドイツの介護保険制度を見習ったとのふれ込みでしたが、ドイツは保険料を払えば利用料は払わなくてもよい制度です。保険料が3年ごとに事業

計画の見直しで引き上げられていますが、介護保険の名のもとに国が予算を削ったからにほかなりません。保険料値上げの本法案は到底認められません。

議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について。本条例は、一定以上の所得を有する者に係る居宅介護等支援給付の算定において、介護用品の購入や住宅改修に要した費用に乗ずる割合を、所得に応じて100分の80、また100の70とすることとするもので、ことしの8月から利用者の3割負担が始まります。日本の介護保険制度の見本と言われたドイツでは、保険料を払えば利用料は支払いの必要はありません。

介護保険制度は国家的な詐欺とも言われる制度です。一方的な制度改悪で、今でさえサービス を利用できずにいる方もおり、サービスも遠慮して使っているくらいです。年金も下げられてお り、利用者負担を上げるのは反対します。

議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。本案は、共生型地域密着型サービスに関する基準を決めるもので、定期巡回・随時対応型訪問介護・看護従業者の員数・訪問介護員の員数を、サービス提供責任者の業務にこれまでは3年以上であったのが、1年以上従事した経験を有する者をもって当てることができるとすると変更になりました。また、利用定員などで、ユニットごとに1日当たり12人以下となる数とすると明記されています。これは国が、規制が厳しくサービスを利用する方たちが利用しにくいことと、事業者のほうも仕事がしにくいことから規制緩和をしてきたと考えられます。国が、介護労働者が生活できる給与を得られるように、国の立ち位置を大企業優遇、アメリカ言いなりの軍拡予算でなく、福祉、介護、医療の充実にかじを切りかえることが必要です。

議案第18号 高浜市地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。本案は、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を、利用定員など、これまでは特定地域密着型特定施設または指定地域密着型介護老人福祉施設においては、施設ごとに1日あたり3人以下とするとなっていたのが、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の入居者の数と当該供用型指定介護認知症対応型通所介護の利用者の数の合計が、1日あたり12人以下となる数とするとなっています。安上がりの体制になるのではないかと考え、サービスをする方たちも一人一人の状態がつかめるのか、また、けがの発生やチェック、病気があっても把握されるのか疑問です。事業所としても目が行き届くのか、人間を人扱いできるのか懸念され、賛成することはできません。

以上、反対討論終わります。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) 次に、11番、神谷直子議員。

### [11番 神谷直子 登壇]

○11番(神谷直子) それでは、議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して、 賛成の立場で討論をさせていただきます。

議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、議案第3号 高浜市国民健康保険 税条例の一部改正について、議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処 分に関する条例の一部改正について、3議案まとめて討論させていただきます。

国民健康保険制度が発足して半世紀以上が経過している今日、高齢者や低所得者を多く抱え、 所得水準が低く医療費は高いといった構造的な課題を抱えています。国保財政の基盤を強化する ことを目的として、市町村単独の運営から都道府県単位の運営に切りかえられる平成30年度から の制度改革は、国民皆保険制度を支える国保制度の安定的な運営を行うためには必要な改正であ ると考えます。

本会改革では都道府県が国保の保険給付に必要な財源を全額交付するかわりに、市町村は医療費と所得の水準をもとに算定された国民健康保険事業費納付金を課するため、新たに納付金制度を導入するものとされています。

今回、この新しい国保制度に対する対応として、国民健康保険に係る3つの議案の提案がされたわけですが、特に資産割の廃止についての対応は、これから国保財政の運営主体となる愛知県が示した愛知県国民健康保険運営方針に基づくものであり、加えて資産割を課すことに対する状況の変化を見据えたものであり、むやみに国保税として収納する総額をふやすためのものではありません。これまで資産割として収納していた額は他の所得割、均等割、平等割に分散されます。これにより、固定資産の所得状況により、多くの国保加入者の方に税額の変更を伴うものではありますが、1人当たりの平均保険税額を税率改正の前後において同額程度となるように設定され、賦課方式の変更により生じる影響を最小限にとどめるものとしたことは、加入者の生活に及ぼす影響について最大限の配慮を要されたものだと思います。

今後も、国民皆保険制度の根幹をなす国民健康保険制度を将来にわたって持続可能なものにしていくためには、さらなる保険財政基盤の安定化を図ることが重要であります。県においては納付金を県議会での議決をもって通知するよう強く要望しておきます。

以上のことから、今回の議案第2号、第3号、第7号の改正は、県統一化を図り、国保財政基盤の安定化に対応するため必要なものであることから賛成をいたします。

次に、議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について。提案理由にもありますように、この改正は認知症等である者の収入申告義務を緩和するとあり、今まで市役所に足を運び、書類提出をしなければいけなかった行為がなくなることで、市民の利便性が増すことになります。また、市営葭池住宅の廃止は、建設されてから50年以上を超えた建物であり、老朽化されているためであります。

議案第14号 財産の無償貸付について。この議案は、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に伴い、 用地として医療法人豊田会に6年3カ月無償貸し付けをするものであります。医療法人豊田会、 刈谷豊田総合病院高浜分院は、高浜市の地域医療と介護のパートナーとして、また、地域包括ケ アシステムの構築に当たっても欠くことのできない大切な医療資源であると言えます。高浜市民 が、住みなれた地域の中で安心して暮らし続けられる仕組みである地域包括ケアシステムの構築 は、行政だけではできません。開業医の先生を初めとした医療、そして介護との連携も不可欠で す。高浜分院には、高浜市とともに地域医療、そして高浜市の介護の下支えするという目的を持 ってあり続けていただくためにも必要だと考えます。期間を決めてあるのは、その後は自主的な 経営をしていただくということだからです。

議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改正について。この改正は、国の地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令の改正に伴い行われるものです。介護保険料率について、算定の基準となる所得段階を改変するとともに額を設定するためのものであります。今後の3年間の運営を見越し設定されております。

議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について。この改正は、国の地域包括ケアシステム強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の改正に伴っています。介護保険制度の中の1つである市独自の横出しサービスを維持するため、現状では2割負担だった方の中で、所得の多い方に3割負担をしていただくものです。本来のサービス給付と同様にし、介護保険制度を持続可能に維持するために必要な改正です。

議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について。議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について。これも、国の指定居宅サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の改正に伴うものです。3年ごとに現状のサービス給付のあり方を見直し、改正することに伴い、国の基準と同様に合わせたものです。今後も、適切な介護保険制度を運営するに当たり必要な改正であります。

以上をもちまして、議案第2号、第3号、第7号、第8号、第14号、第15号、第16号、第17号、 第18号について、賛成の討論といたします。

〔11番 神谷直子 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) 次に、12番、内藤とし子議員。

〔12番 内藤とし子 登壇〕

○12番(内藤とし子) 議長のお許しを得ましたので、日本共産党を代表しまして、当初予算、 議案第30号、第31号、第33号、第35号、第36号、第37号の6議案について反対討論を行います。 本予算の背景は、学校法人森友学園との国有地取引をめぐっての公文書改ざん問題が表面化し、当時の同省理財局長だった佐川氏に対する証人喚問が行われることが全会一致で決まったところです。裁量労働制のデータを捏造した厚労省、事務次官だった前川氏の授業に異常な圧力をかける文科省等々、次々と問題が浮かび上がっています。この5年間、アベノミクスで大企業や富裕層の利益が大きくふえる一方で、実質賃金は年額16万円も低下し、家計消費は22万円も落ち込んでいます。今必要なのはこの格差と貧困を是正することです。

そこで、議案第30号 平成30年度高浜市一般会計予算についての討論に入ります。

本予算は総額で264億3,717万2,000円で、前年度比23億9,194万6,000円増となっています。歳 入では、一般会計166億6,200万円で、前年度比26億3,500万円の増となり、個人市民税は30億 5,269万2,000円で、前年度比1,031万円の増、法人市民税は7万3,074万3,000円で、前年度比 5,920万円の増で、今年度も厳しい財政運営が見込まれます。(訂正後述あり)

本予算で評価できる取り組みとしては、軽度・中等度難聴児補聴器購入費助成事業、公営住宅 管理事業、排水路樋門維持管理事業など評価できる施策もありますが、全体として評価できる事 業は乏しいと言わなければなりません。

次に、歳入で改善が求められる幾つかの施策を指摘します。

歳入で改善すべき施策としては、歳入不足を補う独自の財源確保であります。資本金10億円以上の大企業の法人市民税の制限税率を12.1%にする不均一超過課税を即時に実行することが求められます。人口5万人未満の自治体数は572自治体、超過課税の自治体数は527団体、不均一課税が45団体となっており、全自治体との割合では45.6%が超過課税、不均一課税団体の全自治体の割合は58.1%となっております。不公平の拡大をストップさせる観点からも法人市民税の12.1%不均一超過課税を実施するよう求めます。

次に、市役所の窓口業務を初めとする市役所と市民の接点の窓口業務を高浜市総合サービス会社に業務請負をさせていますが、市の窓口業務は市民の戸籍等プライバシーにかかわる情報を扱う極めて公共性の高い業務であること、さらにこうした業務を遂行するには市職員のサポートが前提の業務であることから、偽装請負と言わなければなりません。一刻も早く外部委託の中止を求めます。

第2款総務費では、リニア新幹線の補助金が今年度も計上されています。大型公共事業を自治体も推進することになります。あわせて談合事件がクローズアップされ問題になっています。補助金は中止すべきです。(訂正後述あり)

市役所本庁舎借り上げ料1億5,647万円が計上されていますが、契約期限が切れてからどうするのか、不明のままです。市の顔である市役所を20年の契約以後どうするのかわからないなどということがあっていいのでしょうか。市役所とは継続的に仕事をするところです。20年が過ぎてまた借りる契約を行うのでしょうか。大和リースは、建物は34年もつと言いました。当局も引き

続き借りるような答弁もありましたが、それでも34年では短過ぎます。

3款民生費では、たかとり幼保園をつくるための整備費補助金や土地購入費が計上されていますが、運営における人件費の割合が民営化すると低過ぎるのではないか、また、専門性、継続性が発揮されるのか懸念されます。公立保育園は残すところ1園のみとなります。当局は効率、効率と言われますが、子どもたちの発達や育ちをきちんと保障しなければなりません。

4款衛生費では、地域医療事業で病院事業運営費補助金1億6,310万円、病院施設設備整備費補助金4,175万6,000円が計上されています。分院に機器がなくても本院に3,000万円という補助をすると言われました。一民間病院にこれまでで約30億円補助をしています。豊田会の言いなりで補助金を出していると、豊田会独自で黒字にする工夫がされないのではなりませんか。補助は打ち切るべきです。

9 款消防費、防火耐震化率向上を高浜市は5市平均47.53%より低い31.5%です。南海トラフも心配されている折から改善が必要です。

10款教育費、高浜小学校複合化建設計画は、ようやく建設図面が出ました。建設が始まってから出るのでは遅過ぎます。また、教育によい影響のある少人数学級をふやす考えはとの問いに、教室がない、先生が足らないなどと言われました。先生の目が届く、一人一人の子供をしっかり把握するためにも努力をするべきです。

以上、一般会計予算への討論といたします。

議案第31号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算。本予算は、広域化で制度改正の予算案です。他市の状況を見ると、保険者支援分、法定外繰り入れ、制度補塡で保険料を下げたり、法定外のうち、決算補塡分は2億5,000万円で保険料の変更なしとしたり、基金残高16万円とわずかな額になるが1人当たりの保険料を上げない工夫をしたなどがある一方で、7年で県が示す標準保険料率に合わせる、10年で県が示す標準保険料率に合わせると説明があったなど問題も出ています。

県としても、最大28億円の補助が以前にはあったわけで、県単独の補助金を2015年に廃止しましたが、全国では東京都を筆頭に37都道府県が繰り入れを行っています。県単独の補助金を出すべきで、県にその旨を要請すべきであります。一番の大きな問題は国が出すべき費用を出し渋っていることに問題があり、国保は事実上低所得でほかの医療保険に入れない人々の医療保険となっていることです。ところが、加入者の所得は年々低下しているにもかかわらず、年々保険料は上がり、支払いは困難になり、高くて払えないの声が出ているところです。

平成30年度の被保険者全世帯のうち、支払いが以前と同じ84世帯、また、増税になる世帯が全体の68.9%という状況です。増税となる世帯の上がり幅はゼロ円から1万円未満の世帯が2,541世帯であり、増税となる世帯全員の72.1%を占めるものとなっています。

子育て支援と言いながら、国保の加入者の家庭では、オギャーと産まれた途端に何も生み出す

わけではないのに国民健康保険がかかってきます。子供の保険料は減免をして、負担を減らして いる自治体もあります。本当の子育て支援をすべきです。

議案第33号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計予算。本予算は、公衆衛生の向上、川 や海の水質保全、さらに地域の環境改善などを目的に下水道整備をするというものです。しかし、 全体の公共下水道整備にまだ今後、かなりの年数が要ることや、10年たっても接続ができずにい る家庭があるなど問題が残っており、低所得者に助成策をとる必要があります。市の借金が公共 下水だけでも76億円という額であり、市財政の硬直化を招く問題を抱えることから、公共下水道 一辺倒の事業内容には賛成できません。

接続率が平成26年が34%。平成27年が37.1%。平成28年が39.4%と非常に低い数字となっていますが、高齢者など住んでいる方も少ないなど、経済的な問題が大きいのではないかと考えます。とりわけ、地震災害時の復旧に要する対応や水の環境浄化への即応性、経費の軽減などで優位な合併浄化槽への選択と普及を図るなど事業見直しを求めます。

議案第35号 平成30年度高浜市介護保険特別会計予算。本予算は所得段階は17段階にふやし、17段階は本人所得が1,000万円以上となったことは評価できますが、9市1町、要するに三河で一番高い保険料で、所得340万円以上はことしの8月から3割負担となります。今日、高齢者を取り巻く環境は、年金、医療、社会保障のあらゆる分野で、受益者負担の名のもとで重い負担を余儀なくされています。したがって、本予算で改善すべきは基準額以下の方、本人が市民税非課税の方たちの保険料を軽減させて負担を減らすことです。また、市独自の横出し上乗せサービスを福祉施策で事業化することを求めます。

介護待機者は今年度も100人を超え、滞納者も189人と負担が重いと見られる方がおられます。 また、障害者控除についても全員分申請書を発行すべきであることを申し添えておきます。

議案第36号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算。この制度の問題点は、75歳という年齢を重ねただけで健康保険や国民健康保険から強制的に脱会させられ、本制度に強制加入させられることであります。その上に負担増と給付減を強いるという点にあります。どこの国にもない非常に冷たい制度で、2年に1回見直しがあり、毎回保険料が引き上げられています。うば捨て制度かと批判の声も上がっており、裁判も闘われています。一刻も早く後期高齢者医療制度は廃止し、財源等問題点を国民の合意で改善し、高齢者の窓口負担は無料にして、高齢者の老後を安定・安心したものにすべきです。

議案第37号 平成30年度高浜市水道事業会計予算。本予算は、年間総給水量514万8,000立方メートル、1日平均給水量1万4,104立方メートルで、愛知県内の水需要が減っている中で、県は徳山ダムから水を愛知県に引くための導水路工事を総事業費900億円もかけて進めようとしたり、設楽ダム建設も下流域の水需要は必要がない上に、ダム建設を行う地域は地盤が緩く危険であるとの学者もいます。事業は始まったばかりで、きっぱり工事を中止するよう愛知県に要請すべき

です。このような大きな開発型の工事に過大な設備投資をすることは、県水道料金値上げにつながることが懸念されます。当市にとっては、県水から100%受水をしていることから、本水道会計に与える影響が大きいため、県に対して責任受水制の見直しや、過大かつ無駄なダム建設計画中止など要請すべきです。

以上で、問題点と改善、提言を述べて討論といたします。

〔12番 内藤とし子 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) 次に、1番、杉浦康憲議員。

[1番 杉浦康憲 登壇]

○1番(杉浦康憲) 議長のお許しをいただきましたので、市政クラブを代表して議案第30号 平成30年度高浜市一般会計予算を初め、第31号、第33号、第35号、第36号、第37号の6つの議案 に対して賛成の立場で討論をさせていただきます。

まず、一般会計予算でありますが、平成30年度当初予算では、予算規模は166億6,200万円、前年度比26億3,500万円、18.8%増と過去最大となっています。その主な要因は高浜小学校等整備事業や高取幼稚園、保育園の民営化、認定こども園化など、公共施設総合管理計画が実行段階に入り、投資的経費を前年度比5.2倍の31億4,725万円計上したものによるものです。そのような状況の中、可能な限り財政支出の平準化を図り、特に財政調整基金の取り崩しをほぼ前年度並みに抑えられたことは、長期的展望に立った予算編成の結果であると評価いたします。

次に、当初予算の内容についてですが、7月のサマーレビューの結果を踏まえ、10の重点取り 組み事業が掲げられ、各分野において先を見据えた未来投資に積極的に予算が配分されています。 特に、教育分野には8つの主要新規事業が掲げられ、高浜小学校等整備事業や高取幼稚園、保育 園の民営化、認定こども園化のほか、高浜中学校外壁等改修工事、小学校長寿命化計画策定基礎 調査業務委託料、学習指導要領の改訂により必須化される英語教育の充実に向けた取り組み、平 成30年4月に開校する刈谷特別支援学校に通学する環境整備のための負担金及び外国人児童・生 徒早期適応教室の充実など、ハード、ソフトの両面から教育分野に重点的な予算が配分されています。

教育は未来を担う人材への投資であり、未来投資への際たるものであります。人を未来につな ぐという強い意思の予算だと感じます。

次に、公共施設総合管理計画の推進についてですが、8つの主要新規事業が掲げられています。 既に、高浜市長期財政計画で示されているように、平成30年度から平成41年度までが公共施設 の大規模改修、建てかえが集中する第一波となっており、まさに平成30年度はそのスタート予算 となります。この第一波を乗り越えることが持続可能な財政運営を行う上で極めて重要になり、 平成30年度当初予算では、公共施設推進プランで示されている内容が着実に予算に反映されてお り、公共施設の老朽化に真正面から向き合う力強い意思と困難なことを先延ばししないという強 い覚悟を感じ、将来を見据えた予算編成であると評価いたします。

また、そのほかの重点取り組み事業においても、人工知能システム活用行政サービス開発支援 業務委託料、ICT推進事業では、外国人住民の増加に対応するための外国語通訳サービス利用 料や文書の削減を一層進めるためのペーパーレス会議システム借上料を、市税徴収力の向上では、 滞納整理システム機構への着手を、妊娠出産包括支援事業では妊婦健診、検査の充実を、防災力 の強化では服部新田排水機場ポンプ設備更新工事及び鮫川の改修にかかる準用河川改修調査設計 業務委託料を、空家対策では空家等対策計画策定支援業務委託料をそれぞれ計上し、限られた財 源を幅広い分野にバランスよく配分され、誰もが安心して暮らせるまちづくりに資するものと評 価しています。

議案第31号、平成30年度国民健康保険事業特別会計予算では、平成30年度から制度改革により 県が国保財政の運営主体として予算の運営を担うことにより、国などから公費が県に集結される ことから大きく予算科目が変わるとともに、予算規模も縮小されたものとなっております。これ により、新たに県への納付金の予算が必要になるものですが、この納付金により県が医療費の全 てを賄われることで、医療費の急増などにより急務に予算を確保するための補正予算の必要がな くなることから、安定した財政基盤が確定されていくものと考えております。国民健康保険は、 皆で支え合って成り立つものです。これまでと同様に収納率の向上への取り組みや医療の適正化 に向けたさまざまな策を講じられることにより、国民皆保険制度をしっかりと継続していただく ことをお願いさせていただきます。

次に、議案第33号、公共下水道事業特別会計予算では、公衆衛生の向上や水質保全の責務をしっかりと認識し、計画的な下水道整備として幹線整備費などを計上しております。また、将来にわたる安定的に事業を継続していくために、計画的な経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を的確に行うための経営戦略などの委託料を計上して、着実な事業進行が図られております。

次に、議案第35号、介護保険特別会計予算では、平成30年度は第7期事業計画のスタート予算になります。今回、保険料も見直され、増加し続ける要介護高齢者への対策、増加する介護費用と保険料、介護保険制度の持続可能性といったさまざまな課題がある中で、高齢者が住みなれた地域で生き生きと暮らせるまちを目指し、介護、介護予防に対する各種施策が盛り込まれております。新規事業を通して、在宅医療・介護連携推進事業と認知症総合支援事業が盛り込まれ、高浜市の特性に応じた高浜版地域包括ケアシステムのさらなる構築につながっていくことを願うものであります。

次に、議案第36号、後期高齢者医療特別会計予算では、給付者は年々増加傾向ですが、引き続き制度が十分に定着し、後期高齢者の方々の医療が安定して提供されることをお願いいたします。 次に、議案第37号、水道事業会計では、年間総給水量を9万7,000立方メートル増の514万 8,000立方メートルを予定しております。有収率も95.9%と高い水準を維持し、安定経営の努力 がうかがえます。また、配水場の設備更新費などを計上するなど、安全・安心な水道水の提供に 配慮した予算となっております。

最後に、市政クラブからの平成30年度予算編成に対する政策提言にもありますが、事業の目的 や成果を明確にして、事業の説明責任を果たすため、常にPDCAを回し、その成果を改善につ なげること、また、市政運営やまちづくりに対する関心、理解が市民にさらに深まるよう、今ま での情報発信の時期、手法、内容をしっかりと検証し、特に長期財政計画や公共施設総合管理計 画の基本的な考え方や公共施設の大規模改修建てかえが集中する第一波を乗り越える重要性など がより市民の皆様に御理解いただけるよう、情報発信への取り組みを強化することを期待し、賛 成計論とさせていただきます。

## [1番 杉浦康憲 降壇]

○議長(杉浦辰夫) 以上をもって、討論は終結いたしました。 暫時休憩いたします。再開は13時。

午後0時2分休憩

\_\_\_\_\_

## 午後1時00分再開

○議長(杉浦辰夫) 休憩前に引き続き会議を開きます。

初めに、12番、内藤とし子議員から発言を求められておりますので、これを許可いたします。 12番、内藤とし子議員。

〇12番(内藤とし子) 午前中の議案第14号に対する反対討論の中で、無償貸し付けする土地の面積を5万7,621平方メートルと申し上げましたが、正しくは5,762.1平方メートルの誤りですので、訂正させていただきます。

また、その後の議案第30号の反対討論において、冒頭一般会計の予算総額を264億3,717万2,000円と申し上げましたが、これは一般会計と6特別会計、1企業会計を含めた全体の予算総額ということで訂正をさせていただくとともに、歳入の法人市民税のところで7万3,074万3,000円と申し上げましたが、正しくは7億3,074万3,000円の誤りですので、訂正させていただきます。このほか、歳出の2款の中でリニア新幹線の補助金が計上されていると申し上げましたが、正しくはリニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金の誤りですので、訂正させていただきます。

以上、よろしくお願いします。

○議長(杉浦辰夫) ただいまの発言のあったとおりですので、御了承願います。 これより採決いたします。

議案第2号 高浜市国民健康保険条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、 原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第3号 高浜市国民健康保険税条例の一部改正について、総務建設委員長の報告の とおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第4号 高浜市使用料及び手数料条例の一部改正について、総務建設委員長の報告 のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号 高浜市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、総務建設 委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第6号 高浜市障害者医療費支給条例等の一部改正について、総務建設委員長の報 告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第7号 高浜市国民健康保険支払準備基金の設置、管理及び処分に関する条例の一 部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求 めます。

#### 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第8号 高浜市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について、総務建設 委員長及び公共施設あり方検討特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の 起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第9号 高浜市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について、総務建設委員長 の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第10号 高浜市都市公園条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、 原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第11号 高浜市企業誘致等に関する条例の一部改正について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第12号 市道路線の廃止について、総務建設委員長の報告のとおり、原案を可決す ることに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第13号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第14号 財産の無償貸付について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第15号 高浜市介護保険・介護予防の総合的な実施及び推進に関する条例の一部改 正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めま す。

# [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第16号 高浜市居宅介護等支援給付条例の一部改正について、福祉文教委員長の報 告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第17号 高浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成 の議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 高浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並び に指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を 定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の 議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第19号 高浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援 等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、 福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第20号 高浜市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例及び 高浜市やきものの里かわら美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、福祉文教委 員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第21号 高浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を 定める条例の一部改正について、福祉文教委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の 議員の起立を求めます。

#### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第22号 西三河地方教育事務協議会規約の変更について、福祉文教委員長の報告の とおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第30号 平成30年度高浜市一般会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、 原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第31号 平成30年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算について、予算特別委員 長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

#### 「替成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 平成30年度高浜市土地取得費特別会計予算について、予算特別委員長の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第33号 平成30年度高浜市公共下水道事業特別会計予算について、予算特別委員長 の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### 「替成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第34号 平成30年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算について、予算特別委員長 の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第35号 平成30年度高浜市介護保険特別会計予算について、予算特別委員長の報告 のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第36号 平成30年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算について、予算特別委員長 の報告のとおり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

# [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。 次に、議案第37号 平成30年度高浜市水道事業会計予算について、予算特別委員長の報告のと おり、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

### 「替成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

○議長(杉浦辰夫) 日程第2 議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

企画部長。

○企画部長(神谷美百合) それでは、議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の 月額の特例に関する条例の一部改正について、御説明申し上げます。

議案参考資料の1ページ及び新旧対照表をあわせてごらんください。

本案は、当人からの申し出を受け、市長、副市長及び教育長の給料の月額を減額して支給する

期間を平成31年3月31日まで延長いたすもので、市長については給料の月額の20%を、副市長及び教育長については給料の月額の10%をそれぞれ減額して支給することといたすものでございます。なお、附則において、この一部改正条例は平成30年4月1日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦辰夫) これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第40号 高浜市特別職の職員で常勤のものの給料の月額の特例に関する条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。
- ○議長(杉浦辰夫) 日程第3 議案第41号 財産の無償貸付についてを議題といたします。 提案理由の説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長(加藤一志) それでは、議案第41号 財産の無償貸付について御説明申し上げます。本案は、刈谷豊田総合病院高浜分院の移転に伴い、病院用地である高浜市湯山町六丁目7番2 ほか1筆の土地、991平方メートルを医療法人豊田会へ無償貸付するものでございます。貸付期間は、平成30年4月1日から平成36年6月30日までの6年3カ月としております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦辰夫) これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

# [発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 賛成討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。 これより採決いたします。

議案第41号 財産の無償貸付について、原案を可決することに賛成の議員の起立を求めます。 「替成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立多数であります。よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

○議長(杉浦辰夫) 日程第4 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第10回)を 議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務部長。

〇総務部長(内田 徹) 議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第10回)につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

補正予算書の5ページをお願いします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ1,473万1,000円を追加し、補正後の予算総額を143億2,703万円といたすものであります。

8ページをお願いします。

債務負担行為補正は、2件を設定いたすものであります。

1件目の不当利得返還請求訴訟等委託料は、中央公民館解体工事費のうち商工会館解体工事費相当額の支払いを、市が高浜市商工会に対し求めるよう請求する住民訴訟が提起されたことから、弁護士への訴訟事務委託に係る債務負担行為を設定するものであります。期間につきましては、事件が完結するまでの間、限度額につきましては、委託事務の処理に当たる報酬及び訴訟費用等といたしております。

2件目の水泳指導等委託料は、勤労青少年ホーム跡地活用事業において、小・中学校の水泳指導等委託料の支払いを含む事業契約を締結するに当たり、債務負担行為を設定するものであります。期間につきましては、勤労青少年ホーム跡地活用事業の契約期間と同じ平成60年度まで、限度額につきましては、委託業務に当たる水泳指導費用等とし、児童・生徒1人当たり800円に消費税及び地方消費税を加算した額といたしております。なお、1回当たりとは、授業時間数にいたしますと2コマ分の授業時間に相当する時間となります。

18ページをお願いします。

歳入について申し上げます。

13款1項1目民生費国庫負担金は、生活保護費の増に伴い生活扶助費等負担金を増額いたすものであります。

17款1項1目基金繰入金は、今回の補正予算の財源調整として財政調整基金繰入金を増額いたすものであります。

20ページをお願いします。

歳出について申し上げます。

2款1項2目文書管理費の文書管理事業、不当利得返還請求訴訟等委託料は、当面必要と見込まれる着手金、出廷日当、出張日当及び実費の預り金を計上いたすものであります。

3款3項2目生活援助費の生活保護事業は、生活保護費の不足が見込まれることから増額をいたすものであります。

説明は以上のとおりでございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長(杉浦辰夫) これより質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 賛成討論を求めます。

〔発言する者なし〕

○議長(杉浦辰夫) 討論もないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第42号 平成29年度高浜市一般会計補正予算(第10回)について、原案を可決することに 賛成の議員の起立を求めます。

## 〔賛成者起立〕

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

○議長(杉浦辰夫) 日程第5 議案第43号 高浜市議会基本条例の一部改正についてを議題と いたします。

提案理由の説明を求めます。

14番、鈴木勝彦議員。

## 〔14番 鈴木勝彦 登壇〕

○14番(鈴木勝彦) 御指名をいただきましたので、議案第43号 高浜市議会基本条例の一部改正について提案理由の御説明を申し上げます。議案書及び新旧対照表もあわせてごらんいただき

ますようお願いいたします。

本案は、さきの12月定例会において、高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例の全部改正を行い、高浜市議会議員にかかわる平成29年12月期の期末手当の支給割合を100分の175から100分の155に引き下げる特例を定めることにより、年間の支給割合を100分の295としてまいりましたが、同条例については平成29年度限りの特例であることから本年3月31日をもって失効することとしております。

これに伴い、高浜市議会議員の議員報酬の根拠条例について定めております高浜市議会基本条例の第21条において引用している「高浜市議会の議員の期末手当の支給割合の特例に関する条例」の部分を削除することとするものであります。

なお、附則において、この条例は平成30年4月1日から施行することとしております。 説明は以上であります。全議員の御賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

# [14番 鈴木勝彦 降壇]

○議長(杉浦辰夫) これより質疑に入ります。

### [発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、これにて質疑を終結いたします。 これより討論に入ります。

反対討論を求めます。

## [発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 賛成討論を求めます。

#### [発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 討論もないようですので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第43号 高浜市議会基本条例の一部改正について、原案を可決することに賛成の議員の起 立を求めます。

### [賛成者起立]

○議長(杉浦辰夫) 起立全員であります。よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

○議長(杉浦辰夫) 日程第6 外郭団体等特別委員会の中間報告についてを議題といたします。 外郭団体等特別委員会にて、その運営の実態を把握し、事業効果の調査を行っております高浜 市総合サービス株式会社につきまして、会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間 報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許します。

外郭団体等特別委員長、柳沢英希議員。

3番、柳沢英希議員。

# 〔外郭団体等特別委員長 柳沢英希 登壇〕

〇外郭団体等特別委員長(柳沢英希) 議長よりお許しをいただきましたので、去る2月14日午前10時より委員全員出席のもと外郭団体等特別委員会が開かれ、高浜市総合サービスの総務課長と担当社員より平成29年度の事業概要について説明をいただきましたので、その御報告をさせていただきます。

委員より、2016年度の営業概要と見比べると、コミュニティビジネス創出支援業務、事務員派遣業務がふえている。また、物販サービス事業の中のメディカルショップはなくなっているが、その辺の説明はの問いに、総務課長より、コミュニティビジネス創出支援事業につきましては今回の予算の説明の中にもあるが、今年度をもってなくなる事業であること、また、事務員派遣業務についても現在新たな事業としてトラック協会から受託しているが、一時的な業務ということで説明のほうを省かせていただいている。メディカルショップくすの木についても当初予算との説明と重なる部分があり、議会で説明される内容のため今回の説明からは省かせていただいているとの答弁。

同委員より、当期純利益が114万3,000円という計画に対して決算は1,330万円とあるが、これの要因について説明をの問いに、総務課長より、昨年度の途中から始まった事業があり、それは当初予算時に上がっていなかったため、かなりの差異が出たとの答弁。

同委員より、具体的にはの問いに、総務課長より、コミュニティビジネス創出支援業務は新た に上げさせていただいた。また、トラック協会の事務員派遣業務、保管文書電子化業務も当初予 算では上がってはいたが、総合サービス株式会社で上げていた当初計画と変わり、かなり金額が 過大になっている。あと市民意識調査も途中から受託することになったので、その点がふえた理 由であるとの答弁。

同委員より、1年前の外郭団体等特別委員会のときの質問に対する答弁で検討していくと言われた内部留保に当たる約1億5,000万円の取り扱いについてはの問いに、総務課長より、取締役会でその話も議案議題として上げさせていただいた。結論を言いますと、高浜市総合サービス株式会社は固定資産も少ないし、不測の事態に対応できるよう財政を整えておくこと、全社員の三、四カ月相当分の給料の担保と事務所、建物、設備の老朽化も非常に進みまして修繕費の担保、あと事務所が土地建物ともに賃借ということで、移転をそろそろ考えるころ合いではということもある。その金額を加味すると適正な金額であるという取締役会の回答だが、来年度、市の受託業務の一般管理費を1%下げるということで、市に還元もできるのではという取締役会の回答であるとの答弁。

同委員より、有効に活用するためにも、適正な内部留保は幾らを想定されていますかの問いに、 総務課長より、全従業員の三、四カ月分の給与保障が1億三、四千万円と考えていて、事務所の 修繕費に二、三百万円を考えているが、今の1億6,000万円が妥当ではないかと取締役会では回 答として出していますとの答弁。

同委員より、会社が経営されるようになってから23年間になるが、そういった不測の事態になったことはあるのかの問いに、総務課長より、昨年度から中央公民館の取り壊し、また、美術館の業務が4分の1になる。今後想定ではあるが病院のこともある。今後そのような不測の事態というのは起き得るのではないかと考えているとの答弁。

同委員より、受託業務で高浜市から御社に対する支払いはどういう条件で支払いをされている のかの問いに、総務課長より、業務によってばらばらだが、四半期ごとの前払金だったり精算払 いだったり、大体四半期ごとの前払金が基本的であるとの答弁。

同委員より、その工数が減った場合は事後精算でその差額分は調整されるのかとの問いに、総 務課長より、最後に精算させていただいているとの答弁。

他の委員より、総合サービス株式会社は100%高浜市が株主であり、取締役会があってそこで相談をされて決定していることも多々あると思う。取締役、それから社長を初め全部無報酬である。そういった中で、この総合サービス株式会社自体は、今後誰がどのように方向性を決めていくのか、役員会とかで今後について話があったのかどうなのかの問いに、総務課長より、前に設立20年たったということで行った調査の中で、詳細な長期計画が総合サービスにはない、市の受託業務が70%であることから、今後は市と一緒に長期的な計画も考えていくとの答弁。

以上が、外郭団体等特別委員会の報告であります。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会記録がございますのでごらんください。

[外郭団体等特別委員長 柳沢英希 降壇]

○議長(杉浦辰夫) ただいまの外郭団体等特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

[発言する者なし]

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長(杉浦辰夫) 日程第7 議会改革特別委員会の中間報告についてを議題といたします。 議会改革特別委員会にて調査、研究、検討されております今後の議会及び議員のあり方等につ きまして、高浜市議会会議規則第44条第2項の規定により、同委員長より中間報告を行いたいと の申し出がありましたので、これを許可します。

議会改革特別委員長、小野田由紀子議員。

16番、小野田由紀子議員。

〔議会改革特別委員長 小野田由紀子 登壇〕

○議会改革特別委員長(小野田由紀子) 議長の御指名をいただきましたので、議会改革特別委員会の今期の中間報告をさせていただきます。

委員会では細かな議論をしましたが、この報告では委員会での主な内容について御報告をさせ

ていただきます。

まず、昨年4月25日開催の第10回特別委員会の報告をさせていただきます。

初めに、議会のICT化の取り組みについて。

2月28日までに、各会派から提出された意見をまとめた資料を配付し、事務局より高浜市議会情報機器使用規準(案)について各会派からの意見につきまして説明がありました。

各会派からの意見では、全議員による議場等でのタブレットの使用については議会全体で早期に取り組んでいくことを要望する。また、他の会派から、ICT化に対する全議員の同意が得られた場合はプロジェクトチームを設置し必要な財政負担を求める、書類をPDFか紙ベースかに選択でき、PDF化できる機能のついたコピー機の導入など、環境整備を求めるなどの意見。また、前回の会議で質問がありました庁舎のWi-Fi環境が整備されていないなど、提出のあった意見について報告がありました。

次に、議会の災害対応マニュアルについて。

この件についても、2月28日までに各会派から提出された意見をまとめた資料を配付し、事務局より、高浜市議会大規模災害発生時対応要領(案)に対する各会派からの意見について説明がありました。その他の意見では、各会派からの提案として、大津市のBCPを参考に、高浜市版のBCPを本年9月末を目途に作成してはどうかとの提案を踏まえて、事務局において高浜市議会大規模災害発生時対応要領(案)をもとに、大津市のBCPをアレンジする作業に取りかかっているとの報告を受けました。

引き続き、昨年8月9日開催の第11回特別委員会の報告をさせていただきます。

初めに、議会のICT化の取り組みについて。

各会派より、基本的にやるという方向性については一致を見ているが、その費用をどのような 形で捻出するのか検討をしている。大津市議会では、タブレット端末を導入してペーパーレス化 や議会運営の効率化、議員への情報伝達のスピード化などメリットがあるとのことで、早期に活 用できればと思う。他の会派より、紙をやめてデータでいただくことをまずやってはどうか。ま た、費用については市がきちんと見ていくとか、政務活動費を使えるようにとの意見でした。

議会の災害対応マニュアルについて。

前回委員会報告事項に対する各会派からの意見は、原案どおりでいいとの意見で一致しました。 事務局より、災害対応要領について本部長、副本部長の職務代理に委員から出た一部修正案の総 務建設委員長を充てること、基本的に案が決まり、いつでも施行できるとの説明がありました。

高浜市議会業務継続計画(BCP)素案について。

会派より、大津市議会のBCPを見学し、きちんとした資料をつくられているので、高浜市向けに一部修正した形で採用していけばいいのでは。他の会派より、BCPについてはいつまでに施行することを決めて、例えば10月末までに形をつくると決めてやっていくべきとの意見に、各

会派が賛同しました。

また、高浜市議会業務継続計画(BCP)素案について事務局より説明があり、素案を持ち帰り、意見を事務局までメールや文書で提出するよう求めることになりました。

次に、平成30年1月16日開催の第12回特別委員会の報告をさせていただきます。

初めに、議会のICT化の取り組みについて。

各派会議における協議を経て、1月15日に議会ICTをテーマにした議会研修会が開催されました。各会派より、議員研修会に参加して高浜市のホームページからタブレットを使い実演し、大変便利でこういった作業は避けて通れないと実感した。安城市議会でタブレット端末を使った議会が実施され、西尾市でも実行される。お金の問題もあるが導入するという方向で期間を決めて検討していくべき。他の会派より、タブレットは道具でタブレットを入れることが目的ではない。何のために入れるという主語が飛んでいる、基本的には反対との意見でした。

次に、議会の災害対応マニュアルについて。

BCP(案)について協議していく予定を変更して、事務局より高浜市議会業務継続計画(B CP)(案)に基づく防災訓練に関する通知及び企画書が配付をされ、それに基づいて説明がありました。防災訓練の日時は、平成30年1月17日、午前9時から午前10時30分、場所は高浜市役所3階の議会事務局及び会議室3を使用。被害想定は高浜市を震源とする内陸型地震でマグニチュード7.3、最大震度7を想定、同日実施される愛知県被災自治体支援活動訓練と同じとするなど、訓練の内容について詳しい説明がありました。

次に、議会報告会について。

議会報告会については、協議をしましたが、意見がまとまらず、各派会議にて協議することとなりました。

以上で、今年度の議会改革特別委員会の中間報告とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、議会事務局に委員会議事録がありますので、御確認いただきたい と思います。

〔議会改革特別委員長 小野田由紀子 降壇〕

○議長(杉浦辰夫) ただいまの議会改革特別委員長の報告に対する質疑に入ります。

〔発言する者なし〕

○議長(杉浦辰夫) 質疑もないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長(杉浦辰夫) 以上をもって、本定例会に付議されました案件全部を議了いたしました。 市長挨拶。

市長。

○市長(吉岡初浩) 大変お疲れさまでございました。

平成30年3月高浜市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

去る2月23日から本日3月23日までの29日間にわたりまして、提案をさせていただきました同意3件、議案41件につきましては、それぞれ慎重に御審議を賜り、全案件とも原案どおり御同意あるいは御可決を賜り、まことにありがとうございました。報告2件につきましてもお聞き取りを賜りありがとうございました。

審議の過程でいただきました御意見、御要望に関しましては、今後の執行の参考とさせていた だきます。

議員の皆様には、一層の御指導、御鞭撻を賜りますことをお願い申し上げまして、閉会の挨拶 とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長(杉浦辰夫) これをもって平成30年3月高浜市議会定例会を閉会いたします。

去る2月23日の開会以来、本日までの29日間の長期間にわたり、議員各位におかれましては終始御熱心に御審議いただき、まことにありがとうございました。会期中における議員各位の格別なる御協力に対し、深く感謝申し上げます。

今後とも、市民生活の安定と福祉向上、さらなる市政伸展のために一層の御尽力をくださるようお願いを申し上げ、閉会の言葉といたします。

午後1時41分閉会